

# 第12章 放射性物質対策

<b>第12章</b>	<b>放射性物質対策</b> .....	<b>609</b>
第1節	現在の到達状況 .....	611
第2節	課題 .....	613
第3節	対策の方向性 .....	614
第4節	到達目標 .....	615
第5節	具体的な取組 .....	616
第1	予防対策 .....	616
1	情報伝達体制の整備 .....	616
2	都民・区民への情報提供等 .....	616
3	放射線等使用施設の安全化（再掲：第2部第3章） .....	617
第2	応急対策 .....	618
1	情報連絡体制 .....	618
2	都民・区民への情報提供等 .....	619
3	放射線等使用施設の応急措置（再掲：第2部第3章） .....	621
4	核燃料物質輸送車両等の応急対策（再掲：第2部第3章） .....	622
第3	復旧対策 .....	626
1	保健医療活動 .....	626
2	放射性物質への対応 .....	627
3	正確な情報提供 .....	628

第1部

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

第2部  
第11章

第2部  
第12章

第2部  
第13章

第3部

第4部

## 第1章 放射性物質対策

### 本章における対策の基本的考え方

#### ○ 放射性物質対策における基本的考え方

##### 【都】

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に都の地域は含まれていない。このことから、国内の原子力施設において、原子力緊急事態が発生した場合に都は、都民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約 220km 離れている東京においても、様々な影響を受けた。この経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、都民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要がある。

##### 【区】

区でも同様に、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故により様々な影響を受けた。

本章では、放射性物質対策について、特に区民の不安の払拭と安全の確保を図るために、迅速・的確な情報提供等、放射線等使用施設、核燃料物質等運搬中の事故の対応について示す。

#### ○ 現在の対策の状況

##### 【都】

都は、放射線対策についての地域防災計画原子力災害編において原子力緊急事態に関する対応を、大規模事故編において核燃料物質等の運搬中の事故に関する対応を定めてきた。また、東日本大震災においては、原子力災害対策特別措置法に定める原子力災害の態様と都内の状況を踏まえ、都民の不安の払拭に向けて、空間放射線の測定を行うなど迅速かつ臨機応変に対処している。

##### 【区】

区では、都と連携を図り、区民の不安の払拭と安全の確保に向けて、空間放射線の測定を行い、また、給食食材などの安全を確認し、正確な情報を提供することで安心を提供する等、迅速かつ臨機応変に対処している。

#### ○ 課題

福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要である。

また、区民が安全で安心して生活できるよう、科学的・客観的根拠に基づく正確な情報を提供する等の対策を講じる必要がある。

第1部

第2部  
第1章第2部  
第2章第2部  
第3章第2部  
第4章第2部  
第5章第2部  
第6章第2部  
第7章第2部  
第8章第2部  
第9章第2部  
第10章

第2部

第2部  
第12章第2部  
第13章

第3部

第4部

第1部

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

第2部  
第11章

第2部  
第12章

第3部

第4部

○ 主な対策の方向性と到達目標

対策の方向性	到達目標
関係部の役割分担を明確化し、区の体制を整備	円滑かつ的確に対応できる区の体制を構築
区民の不安払拭と安全の確保のための情報提供策の構築	適切な情報提供等により区民の不安を払拭

## 第1節 現在の到達状況

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故への対応は以下のとおりとなっている。

### 1 施設等における放射線測定・放射性物質検査等

#### 【都】

放射性物質の飛散に対処するため、各部署が適切に対応するとともに、都民の健康不安を払拭するために、大気中の空間放射線量について、日常的な定点観測等を実施した。

また、風評被害の払拭に向け農林水産物や工業製品の放射能測定の実施や、東京港のコンテナふ頭の大気、港内の海水、コンテナの抜き取りによる放射能測定の実施や輸出コンテナの表面検査等を実施した。

- ・ 8か所のモニタリングポストによる空間放射線量の測定
- ・ 地表土から高さ1メートルの空間放射線量測定
- ・ 都内100か所の空間放射線量測定
- ・ 都内山間部における空間放射線量測定
- ・ 島しょ地域の空間放射線量測定
- ・ 降下物の放射性物質検査
- ・ 土壌中の放射性物質検査
- ・ 海水（海水浴場）の放射性物質検査
- ・ 都内流通食品の放射性物質検査
- ・ 都有施設における局所的な放射線量の調査
- ・ 工業製品の表面検査、放射性物質検査
- ・ 各コンテナふ頭の大気・港内の海水、輸出コンテナ表面検査
- ・ 水道水の放射性物質検査
- ・ 浄水場原水等の放射性物質検査
- ・ 下水汚泥焼却灰等に含まれる放射性物質検査

#### 【区】

放射性物質の飛散に対処するため、各部署が適切に対応するとともに、区民の健康不安の払拭と安全の確保を図るために、放射線量を測定した。

- ・ 区役所正面玄関付近における空間放射線量の測定
- ・ 地表土から高さ1メートルの空間放射線量測定
- ・ 区立小・中学校、区内保育園、幼稚園、児童館・学童クラブでの放射線量の測定
- ・ 区立小・中学校のプールにおける放射性物質濃度測定
- ・ 区立小・中学校、区内保育園給食用食材の放射性物質検査
- ・ 区内5地区の区立施設における放射線測定
- ・ 区立公園における放射線量の測定
- ・ 区内農作物中の放射性物質検査

第1部

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

第2部  
第11章

第2部  
第12章

第2部  
第13章

第3部

第4部

第1部

2 正確な情報提供等

【都】

放射能に関する都民の相談等について、専用の窓口や保健所において相談を実施するとともに、ホームページ上に Q&A 集を掲載する等、都民のニーズにあった情報提供を実施した。

【区】

放射線量について、区立幼稚園、小・中学校、保育園の保護者及び区立公園の利用者等に対し、情報提供を実施した。

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

第2部  
第11章

第2部  
第12章

第2部  
第13章

第3部

第4部

第2節 課題

1 より円滑に対応できる体制の構築

福島第一原子力発電所事故への対応の教訓を踏まえ、放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要である。

2 情報提供策の構築

【都】

科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供、農林水産物の安全性の確保、出荷制限等に関する情報の提供、問合せに対応する窓口の整備など、都民への情報提供策を講じることが必要である。

【区】

科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供など、区民への情報提供策を講じることが必要である。

第1部

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

第2部

第2部  
第12章

第2部  
第13章

第3部

第4部

### 第3節 対策の方向性

#### 1 関係局の役割分担の明確化

これまでに部局でとられた様々な対応策を踏まえて、庁内における役割分担を明確化し、情報連絡体制を整備することで、より機能的に対応できる都及び区の体制を構築する。

#### 2 情報提供策の構築

##### 【都】

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという特殊性から、都民の不安払拭のための情報提供策を構築する。

##### 【区】

都と連携し、区民の不安払拭と安全の確保のための正確な情報提供策を構築する。



## 第4節 到達目標

### 1 円滑かつ的確に対応できる都の体制を構築

#### 【都】

放射性物質等による影響が生じた際に、都災害対策本部の下に、都関係局で構成する放射能対策チームを設置し、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う等、都各局が連携して円滑かつ的確に対応できる体制を構築する。

#### 【区】

放射性物質等による影響が生じた際に、被害情報等の正確な情報の共有化や必要な連絡調整を行う等、区各部が連携して円滑かつ的確に対応できる体制を構築する。

### 2 適切な情報提供による不安を払拭

#### 【都】

放射性物質及び放射線による影響の特殊性を考慮し、大気、農林水産物、浄水場浄水等の放射線量を測定し公表するとともに、健康相談に関する窓口を設置する等、都民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

#### 【区】

放射性物質及び放射線による影響の特殊性を考慮し、学校や公園等の放射線量を測定し公表するとともに、健康相談に関する窓口を設置する等、区民に対する正確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

第1部

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

第2部  
第11章

第2部  
第12章

第2部  
第13章

第3部

第4部

## 第5節 具体的な取組

### 第1 予防対策

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1 情報伝達体制の整備    | 3 放射線等使用施設の安全化 |
| 2 都民・区民への情報提供等 |                |

#### 1 情報伝達体制の整備

##### ■ 都

##### (1) 対策内容

都は今後、都内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下この章において「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する（詳細は、応急対策を参照。）。

区は都の動向に合わせて、必要な体制を検討する。

#### 2 都民・区民への情報提供等

##### (1) 対策内容

##### ■ 国、都、区

国、都や区市町村との役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。

##### ■ 都、区

- 都は、国、所在道府県及び原子力事業者と協力して、周辺住民等に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。
  - ・ 放射性物質及び放射線の特性に関すること
  - ・ 原子力施設の概要に関すること
  - ・ 原子力災害とその特性に関すること
  - ・ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
  - ・ 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること
- 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児その他の要配慮者のニーズを十分踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

##### ■ 教育機関

都及び区市町村の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第1部
第2部 第1章
第2部 第2章
第2部 第3章
第2部 第4章
第2部 第5章
第2部 第6章
第2部 第7章
第2部 第8章
第2部 第9章
第2部 第10章
第2部 第11章
第2部 第12章
第2部 第13章
第3部
第4部

### 3 放射線等使用施設の安全化（再掲：第2部第3章）

#### (1) 対策内容と役割分担

- 放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。
- 放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。
- 区では、放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報を有していないが、災害時の情報共有について消防署等関係機関との連携に努めていく。

機 関 名	対 策 内 容
区	○ 災害時の情報共有について消防署等関係機関との連携に努めていく。
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	○ 事業所防災計画の作成指導
都福祉保健局	○ RI管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。
都総務局 都福祉保健局 都産業労働局	○ 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。 ○ 関係各局がそれぞれのRI対策を推進する。

#### (2) 詳細な取組内容

##### ■ 東京消防庁（第十消防方面本部、各消防署）

東京消防庁（消防署）は、放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

第2 応急対策

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| 1 情報連絡体制       | 3 放射線等使用施設の応急措置   |
| 2 都民・区民への情報提供等 | 4 核燃料物質輸送車両等の応急措置 |

1 情報連絡体制

(1) 対策内容と役割分担

放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる都の体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
都	○ 放射能対策チーム等を設置する。

(2) 詳細な取組内容

■ 都

ア 都災害対策本部を設置した場合

- 都災害対策本部の下に、都関係局で構成する放射能対策チーム（以下この章において「対策チーム」という。）を設置する。
- 対策チームでは、都各局が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。  
（構成メンバー）  
都政策企画局、都総務局、都財務局、都環境局、都福祉保健局、都病院経営本部、都産業労働局、都中央卸売市場、都港湾局、都水道局、都下水道局ほか
- 対策チームの事務は都総務局が掌理する。

イ 都災害対策本部を設置しない場合

- 放射能対策連絡調整会議を設置する。
- 機能は上記対策チームと同様とする。

2 都民・区民への情報提供等

(1) 対策内容と役割分担

モニタリング等の実施と、その結果についての情報提供を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区	○ 放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表
都水道局	○ 浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供
都下水道局 西部第二下水道事務所	○ 下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーの測定、情報提供
都総務局 都生活文化局	○ 的確な情報提供・広報
都環境局	○ 大気環境測定局で得られた気象データの提供 ○ 都内区市町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集
都福祉保健局	○ 被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○ 保健所において被ばく線量等の測定 ○ 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表
都産業労働局	○ 都内産農林水産物等の放射性物質検査
都中央卸売市場	○ 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止

(2) 詳細な取組内容

■ 都

ア 都総務局、都生活文化局

- 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における都民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、都民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。
- 情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。
- 各防災機関の広報活動方法は、東京都地域防災計画（大規模事故編）第3部第2章第4節「災害時の広報及び広聴活動」に定めるところによる。

第1部
第2部 第1章
第2部 第2章
第2部 第3章
第2部 第4章
第2部 第5章
第2部 第6章
第2部 第7章
第2部 第8章
第2部 第9章
第2部 第10章
第2部 第11章
第2部 第12章
第2部 第13章
第3部
第4部

第1部

イ 都環境局

- 大気環境測定局で得られた気象データを提供する。
- 都内区市町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集する。

第2部  
第1章

ウ 都福祉保健局

- 原子力規制委員会、放射線医学総合研究所、国の緊急被ばく医療チーム等の協力を得て、医療機関等に対し、被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。
- 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定結果について、情報提供する。

第2部  
第2章

第2部  
第3章

エ 都産業労働局

都内産農林水産物等の放射性物質検査の実施と情報提供をする。

第2部  
第4章

オ 都中央卸売市場

原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が、出荷制限を指示した食品、並びに生産地自治体が、出荷等の自粛を要請した生鮮食料品に関する情報を、速やかに、安全・品質管理者（SQM）を通じて、市場関係事業者にも周知し、市場内での流通・取引を防止する。

※SQM（セーフティ&クオリティ・マネージャー）

市場内の自主的衛生管理等の推進約・食品危害発生時の連絡調整役

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

カ 都水道局

水質センターにおいて、浄水場原水・浄水の放射性物質を測定するとともに、流域水道事業者の状況等について情報収集を実施する。

第2部  
第9章

キ 都下水道局

汚泥処理を行っている各水再生センター、スラッジプラントの汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーを測定、公表する。

第2部  
第10章

第2部  
第11章

第2部  
第12章

■ 区

指定した区施設等における空間放射線を測定し、公表する。

第2部  
第13章

第3部

第4部

3 放射線等使用施設の応急措置（再掲：第2部第3章）

(1) 対策内容と役割分担

- 放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。
- 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

機 関 名	対 策 内 容
区	○ 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、区民に対する避難の勧告等の措置を実施
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 ○ 事故の状況に応じ、必要な措置を実施
都福祉保健局	○ RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施

(2) 詳細な取組内容

■ 東京消防庁（第十消防方面本部、各消防署）

- 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。
  - ・ 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
  - ・ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
- 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施。

■ 区

関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・ 区民に対する避難の勧告又は指示
- ・ 区民の避難誘導
- ・ 避難所の開設、避難住民の保護
- ・ 情報提供、関係機関との連絡

第1部

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

第2部  
第11章

第2部  
第12章

第2部  
第13章

第3部

第4部

4 核燃料物質輸送車両等の応急対策（再掲：第2部第3章）

(1) 対策内容と役割分担

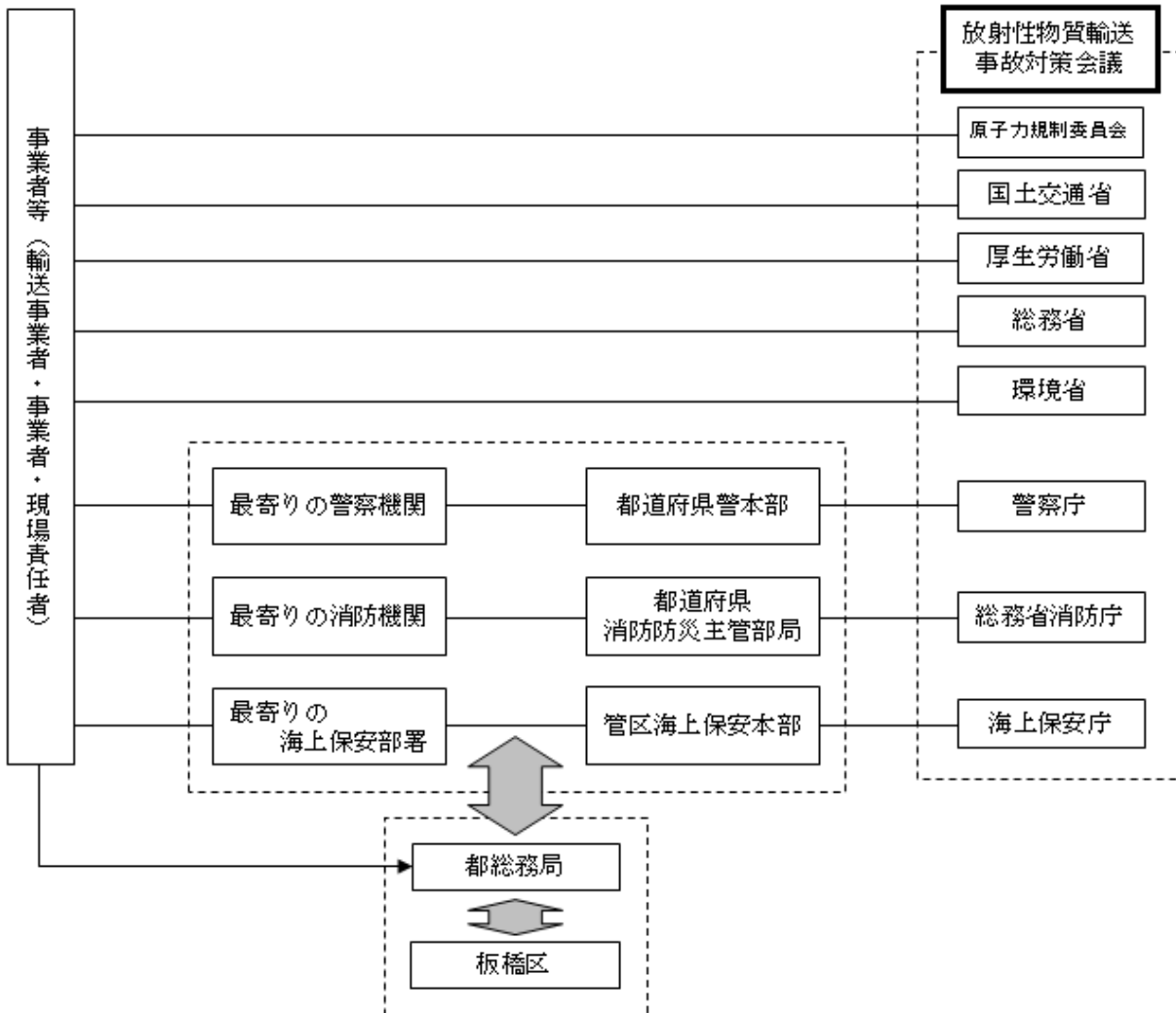
核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。

機 関 名	対 策 内 容
区	○ 関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、区民に対する避難の勧告等の措置を実施
警視庁 第十方面本部 各警察署	○ 事故の状況把握及び区民等に対する広報 ○ 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	○ 事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 ○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
事業者等	○ 関係機関への通報等、応急の措置を実施 ○ 警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施
文部科学省 経済産業省 国土交通省 警察庁 総務省消防庁 海上保安庁	○ 放射性物質輸送事故対策会議の開催 ○ 派遣係官及び専門家の対応
都総務局	○ 事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 ○ 国への専門家の派遣要請や都民の避難等の措置
第三管区 海上保安本部	○ 事故の状況に応じ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施 ○ 都知事からの要請を受け、動員されたモニタリング要員等を搭載しての海上モニタリングの支援



(2) 業務手順

【情報連絡体制】



第1部

第2部 第1章

第2部 第2章

第2部 第3章

第2部 第4章

第2部 第5章

第2部 第6章

第2部 第7章

第2部 第8章

第2部 第9章

第2部 第10章

第2部 第11章

第2部 第12章

第2部 第13章

第3部

第4部

(3) 詳細な取組内容

■ 警視庁（第十方面本部、各警察署）

- 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について区民等に対する広報を行う。
- 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
- 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

■ 東京消防庁（第十消防方面本部、各消防署）

事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

■ 都総務局

事故の通報を受けた場合、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講ずる。

■ 区

ア 事故情報の収集・連絡

都総務局と連携し、事故の状況、事業者及び関係機関の応急対策の活動状況等の情報を収集する。

イ 区への対応

- 区長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。
- 事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。
- 国が原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合、区災対本部を設置し、必要に応じて次の措置を講ずる。
  - ・ 退避・避難収容活動
  - ・ 緊急輸送活動
  - ・ 事故状況の情報収集、被害状況の調査
  - ・ 各種規制措置と解除（飲料水・飲食物の摂取制限等）
  - ・ 区民の健康調査

- 関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
  - ・ 区民に対する避難の勧告又は指示
  - ・ 区民の避難誘導
  - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
  - ・ 情報提供、関係機関との連絡

**■ 事業者等**

- 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。
- 警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

第1部

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

第2部  
第11章

第2部  
第12章

第2部  
第13章

第2部  
第13章

第3部

第4部

第3 復旧対策

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 1 保健医療活動    | 3 正確な情報提供 |
| 2 放射性物質への対応 |           |

1 保健医療活動

(1) 役割分担と対策内容

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における区民の安全を確保し、健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区	<input type="radio"/> 健康相談に関する窓口の設置 <input type="radio"/> 被ばく線量等の測定
都福祉保健局	<input type="radio"/> 健康相談に関する窓口の設置等
都病院経営本部	<input type="radio"/> 保健所、都立病院において被ばく線量等の測定

(2) 詳細な取組内容

■ 区

区民の求めに応じ、公立病院、保健所において被ばく線量等の測定等を実施する。

2 放射性物質への対応

(1) 役割分担と対策内容

機 関 名	対 策 内 容
都各局 区	○ 除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

(2) 詳細な取組内容

放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

■ 区

- 区の実施した測定で、地上1メートルで周辺に比べ空間放射線量率毎時1  $\mu$  Sv（マイクロシーベルト）以上の高い数値が測定された場合、再測定を行い、都・国に連絡する。
- 区立公園、区立幼稚園、区立学校、区立保育園、私立保育園等の子どもが常時立ち入る公共的な場所で、地上1メートルで毎時0.23  $\mu$  Sv（マイクロシーベルト）以上の空間放射線量率が測定された場合、除染の対象とする。
- 区民から民有地で毎時1  $\mu$  Sv（マイクロシーベルト）以上の空間放射線量率が測定されたと通報があった場合は、土地所有者の了解を得ながら測定を行う。

第1部
第2部
第1章
第2部
第2章
第2部
第3章
第2部
第4章
第2部
第5章
第2部
第6章
第2部
第7章
第2部
第8章
第2部
第9章
第2部
第10章
第2部
第11章
第2部
第12章
第2部
第13章
第3部
第4部

3 正確な情報提供

(1) 役割分担と対策内容

東日本大震災では、福島第一原子力発電所の事故に関連する「風評」の発生により、農作物等の売り上げが減少し、生産者がいわれのない経済的な被害を被った。このような被害を未然に防ぐために、区民の安全確保、区内の産業・経済への影響について、正確な情報を発信する。

機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区民の安全確保のための正確な情報提供</li> <li>○ 区内の産業・経済の安全確保のための正確な情報提供</li> </ul>
都産業労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的実施するとともに、都民に対して情報提供を行う。</li> <li>○ 海外のメディアや旅行事業者に対して、東京の安全性や魅力をPRする。</li> <li>○ 工業製品の放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性のPRに努める。</li> </ul>
都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止</li> <li>○ 卸売市場を流通する生鮮食料品の安全性のPR及び正確な情報の提供</li> </ul>
都港湾局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貿易相手国等に対して東京港の安全性をPRする。</li> </ul>

(2) 詳細な取組内容

- 区
  - 放射性物質による被害は、次の2つに区別して対応する必要がある。
    - ① 身体に有害な放射線の作用（被害）があった「実際の被害」
    - ② 実際の被害ではない「風評に過ぎない被害」
  - ①については、区民の身体の危険が懸念されるため、放射線量（空間、水・食品など）、健康への影響と対応策などの正確な情報を伝達することで、区民自らが危険を把握し、安全を確保できるよう努める必要がある。
  - 一方、②については、区内の製造業をはじめ、集客施設や観光、農産物等への影響が懸念されるため、専門知識を有する検査機関等と連携した情報収集及び検査体制を確立するとともに、農産物等の検査結果を的確かつ速やかに広報する必要がある。
  - 区は、放射性物質対策としての情報発信について、（ア）“区民の身体”の安全確保、（イ）“区内の産業・経済”の安全確保を目的とし、正確な情報の発信に努める。

■ 都産業労働局

- 都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的実施して検査結果を公表することで、風評被害の防止に努めるとともに、消費者に対して正確な情報提供を行い、都民の安心・安全の確保に努める。
- 外国人旅行者を回復・増加させるため、海外の有力メディアや旅行事業者等に対して、旅行目的地としての東京の安全性や魅力を積極的にPRする。
- 都内中小企業が海外との商取引において、工業製品の放射線検査証明が求められる場合、東京都立産業技術研究センターに協力要請して、放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性のPRに努める。

■ 都中央卸売市場

- 原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が、出荷制限等を指示した食品、並びに生産地自治体が、出荷等の自粛を要請した生鮮食料品に関する情報を、速やかに、安全・品質管理者（SQM）を通じて、市場関係事業者へ周知し、市場内での流通・取引を防止する。
- 卸売市場に出荷された生鮮食料品について、産地支援イベントを開催し、安全性をPRするとともに、放射性物質に関する正確な情報提供などを行う。

■ 都港湾局

必要に応じて東京港における放射性物質検査を実施することにより、安全性を確認して正確な情報提供を行い、風評被害の防止に努める。

第1部
第2部
第1章
第2部
第2章
第2部
第3章
第2部
第4章
第2部
第5章
第2部
第6章
第2部
第7章
第2部
第8章
第2部
第9章
第2部
第10章
第2部
第11章
第2部
第12章
第2部
第13章
第3部
第4部

第1部

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

第2部  
第11章

第2部  
第12章

第2部  
第13章

第3部

第4部



